

(一社) 金沢労働基準協会

令和7年度労務管理担当者研修事業

「就業規則作成変更実務基礎研修」のご案内

働き方改革における労働時間法制の見直しでは、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化、労働時間の把握義務など労働基準法や労働安全衛生法の改正が行われました。また、育児介護休業の付与やハラスメント防止も義務化されました。昨年も労働条件明示事項に通算契約期間が追加される労働基準法施行規則の改正、今年も一年単位の変形労働時間制協定の本社一括届（電子申請に限る）の地理扱い変更などのが行われています。

会社の就業規則は、労働条件の基本となるとともに、社内の規律と労働者の権利を守る基本となるものです。労働基準監督署は、届けられた就業規則が労働基準法に触れていないか、労働者の意見を聴取しているか確認しています。

就業規則を作成、変化に応じて変更、届出する労務担当者が就業規則とその規定も意味、根拠となる労働基準法の諸規制の内容を理解しておくことが大切です。

本研修会は、金沢労働基準監督署と金沢労働基準協会が共同開催するものです。

今般、下記により開催いたしますので、新たに労務管理を担当することになった方、まだ講習を受けていない担当者の方を受講させていただきますようご案内致します。

記

1. 目 的

本研修会は、就業規則作成変更の基礎知識を身に着けるための自主的な研修で、労務管理担当者の能力向上を図ることを目的としています。

2. 主催

金沢労働基準監督署、（一社）金沢労働基準協会

3. 対象者

事業場において、就業規則の作成変更等の労務管理の実務を担当される方等。

4. 日 時

令和7年11月12日（水） 午後1時30分～午後3時45分

5. 会 場

石川県地場産業振興センター 新館5階 第12研修室
（金沢市鞍月2丁目1番地 TEL 268-2010）

6. 定 員 60名 （但し、定員になり次第締め切ります。）

7. 研修内容

事業場で作成、保管、届出する就業規則の規定の法的な意味と各規定が法に触れないか気をつけるポイント

(1) 労働時間、賃金、退職関係規定

(2) 退職手当、臨時の賃金、費用負担、安全衛生、職業訓練、災害補償、表彰・制裁などの規定・規則

8. 受講料 無 料

9. 申込方法

受講申込書に所定事項を記入のうえ、郵送又はFAXにてお願いします。

申込先	〒920-0962 金沢市広岡2丁目13番23号 AGSビル301 一般社団法人金沢労働基準協会 TEL(076)232-2976 FAX (076)224-2554
-----	---

10. 受付期間

令和7年11月7日(金)まで

11. その他注意事項

(1) 受付は、午後1時15分から行います。

(2) 受付では、受講される方の氏名、所属事業場名を確認します。

(3) テキストと資料は、受付の際お渡しします。

「就業規則作成変更実務基礎研修」受講申込書

令和 年 月 日

一般社団法人 金沢労働基準協会 殿

FAX (076)224-2554

事業所名

〒

所在地

連絡担当者

(TEL) (FAX)

日時 令和7年11月12日(水)午後1時30分～
場所 石川県地場産業振興センター 新館5階 第12研修室
(金沢市鞍月2丁目1番地 TEL 268-2010)

受講者氏名	

講習で聞きたい事項や労働基準法令に関する質問があればお聞かせください。

--

一般社団法人

金沢労働基準協会

FAX076-224-2554 TEL 076-232-2976

〒920-0031 石川県金沢市広岡2丁目13番23号 AGSビル301号

営業時間 9:00～17:00 定休日 土曜・日曜・祝日

一般社団法人金沢労働基準協会は、労働保険事務組合や各種講習を通じて職場の環境づくりを応援します。